

宇都宮市大谷地域観光交通対策推進会議設置要綱

（目 的）

第1条 本市の観光拠点である大谷地域において、誰もが安全かつ快適に来訪し、地域内を周遊・滞在できる交通環境の向上を図るため、宇都宮市大谷地域観光交通対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（事 業）

第2条 推進会議は、次の事項について情報共有や意見交換等を行う。

- (1) 交通混雑の緩和や周遊性向上など、観光交通対策の実施に関すること。
- (2) 各種取組の効果分析及び検証に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 推進会議は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 地域・観光等の関係団体の代表者
- (4) 行政機関

（役 員）

第4条 推進会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 推進会議は、必要に応じて議長がこれを招集する。

（関係者の出席要請等）

第6条 議長は、推進会議が必要と認めるときは、関係者に対して、推進会議への出席を要請し、意見を聞くことができる。

（事務局）

第7条 推進会議の事務局は、宇都宮市総合政策部交通政策課、及び魅力創造部観光MICE推進課大谷振興室に置く。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和５年３月１３日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。